

「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」における中間評価の考え方について

令和3年8月5日

持続的な産学共同人材育成システム構築事業委員会

- 「持続的な産学共同人材育成システム構築事業」（以下「本事業」という。）では、当初、補助期間開始から3年目の2021（令和3）年度に、選定されたプログラムの進捗や選定審査時の留意事項への対応状況を確認することを目的として、本事業における各大学等のプログラムに対する「中間評価」を実施する予定としていた。

<公募要領（抜粋）（平成31年3月）>

6. プログラムの実施と評価等

(2) 評価等

- ② 中間評価は補助期間開始から3年目の2021年度に、事業評価は補助期間終了後の2024年度に、それぞれ実施する予定です。（なお、事後評価の際に補助期間終了後の取組についても参考として確認させていただく予定です。）
- ③ フォローアップ活動及び中間評価の結果は、その翌年度の補助金の配分に勘案されることがあります。また、事業目的や目標の達成が困難又は不可能と判断した場合は、プログラムの中止も含めた計画の見直しを求めることがあります。
- ④ フォローアップ活動及び中間評価においては、事業委員会の審議等を踏まえ、留意事項としてプログラムの改善のための取組を求めるか、又は参考意見を付すことがあります。5.（2）に掲げた選定審査時の留意事項又は参考意見と合わせ、これらへの対応状況もフォローアップ活動、中間評価、事後評価の対象となります。

- しかしながら、本年度（令和3年度）に「中間評価」を実施する場合、確認可能な取組期間は昨年度（令和2年度）末までとなるが、事業初年度（令和元年度）の採択時期が9月であったことから1年数か月の取組期間であること、また、新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえ、当初の計画に沿った取組が必ずしも十分に実施できていない可能性があることを考慮し、令和3年度においては、選定審査時の留意事項への対応を中心とする取組の進捗状況を確認し、必要に応じて指導・助言を行うことを目的とする「仮中間評価」を実施し、「中間評価」については、令和4年度に実施することとする。
- 本年度の「仮中間評価」は、「中間評価」に準じ、「中間評価実施要項」を参酌して実施するものであるが、仮中間評価の結果については、取組の進捗状況に応じた、定性的な留意事項を付すこととする（評語は付さない）。
- なお、「仮中間評価」の結果伝達に当たっては、令和4年度に予定の「中間評価」において、本年度の「仮中間評価」で留意事項が付された場合の対応状況、あるいは、プログラムの進捗状況が芳しくない場合には、財政支援を打ち切る可能性がある旨を周知することとする。